

(相続人)

## 相続放棄・限定承認の申述の有無について照会をされる方へ

1 旭川家庭裁判所へ照会できるのは、被相続人の住民登録上の最後の住所地が、次の区域のものです。最後の住所地は、被相続人の住民票の除票で確認してください。

【旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町】

2 照会の手数料は無料です。ただし、回答書の郵送を希望される方は、郵送料をご負担ください。

3 照会方法について

(1) 照会申請書及び被相続人等の目録(被相続人及び照会対象者を特定して)をご提出ください。調査は、被相続人等の目録に記載された氏名に基づいて行います。

(2) 照会には、添付書類として次の書類が必要になります。なお、追加資料の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

ア 被相続人の住民票除票(本籍地が表示されているもの)

保存期間経過により取得できない場合は、被相続人の戸籍謄本及び戸籍の附票をご提出ください。

イ 被相続人と照会者の戸籍謄本(被相続人と照会者との関係が分かる戸籍謄本)

照会者が被相続人の相続人であることを確認するためのものです。照会者の戸籍謄本は、発行から3か月以内のものをご提出ください。ご提出の各戸籍謄本から相続人の関係が分からない場合、更に戸籍謄本、除籍謄本等の提出をお願いする場合があります。

ウ 相続関係図

被相続人と照会対象者(相続人)との関係について、相続関係図を手書きで結構ですので作成してご提出ください。

エ 委任状

本申請の代理人となれるのは弁護士だけです。

オ 返信用封筒と返信用切手(郵送での返送を希望する場合)

4 受理証明書(相続放棄等の申述が受理されている旨の証明書)について

受理証明書が必要な場合、別途、受理証明書の交付申請が必要です。なお、有無の照会の審査内容と異なるため、さらに添付書類が必要になる場合があります。

相続放棄申述受理証明書の申請には、申述人1人につき150円の手数料(収入印紙)が必要です。

限定承認申述受理証明書の申請には、相続人の人数にかかわらず一律150円の手数料(収入印紙)が必要です。

問い合わせ先 旭川家庭裁判所 受付係

〒070-8641 旭川市花咲町4丁目

電話 0166-51-6095